

冬期福祉給付金（福祉灯油）



町では、高齢者や障がい者、ひとり親世帯等で下記の要件に該当する世帯に対し、灯油の購入費などの冬期間に増加する経費の一部を支給し、経済支援を行います。対象となる世帯へは、2月上旬に案内文書を郵送しておりますので、期日までに手続きをお願いいたします。また、下記の要件に該当しているのに、案内文書が届かない場合は、お早目に担当課までご確認ください。なお、期日までに申請がない場合は、給付金を受け取ることが出来なくなりますので、ご注意ください。

□支給対象となる要件

基準日となる令和5年1月1日現在、本町の住民基本台帳に記載されている在宅者で、下記のいずれかに該当し、かつ、令和3年中の世帯員全員の合計収入が150万円以下の世帯で、令和4年度の町民税非課税世帯に属し、申請日現在、引き続き支給の要件を有する世帯が対象になります。ただし、生活保護世帯は対象となりません。

①高齢者世帯

- ・基準日現在、満75歳以上の方のみで構成される世帯

②心身障がい者世帯

- ・身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方がいる世帯
- ・療育手帳A判定の方がいる世帯
- ・障害基礎年金を受給されている方のいる世帯
- ・特別児童扶養手当を受給されている方のいる世帯

③ひとり親世帯

- ・児童扶養手当を受給されている世帯等

④準要保護世帯

- ・準要保護世帯として認定されている世帯

※在宅者とは、施設入所や長期入院、町外へ長期滞在をしていない方になります。

□支給額 1世帯あたり5,000円

□受付期間 令和5年2月1日(水)～3月10日(金)

□令和5年2月6日(月)に会館での受付も行います

①中の沢振興会館	10:00～10:30
②国縫振興会館	11:00～11:30
③双葉振興会館	13:30～14:00
④静狩振興会館	15:00～15:30

【お問い合わせ先】保健福祉課福祉係（☎2-2454）

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い



毎年、冬になりますと、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くするため、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

- ◆ 落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆ 既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆ 落氷雪事故は、気温がマイナス3度からプラス3度程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には必ず複数人で行い、歩行者や遊んでいる子どもたちに十分注意するようにしてください。
- ◆ 落氷雪があった場合は、直ちに負傷者がいないか確認するとともに、歩行者等の通行の支障にならないように、直ちに除却してください。
- ◆ 交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆ 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆ 軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ◆ ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。

また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

北海道開発局・北海道・北海道警察